

随意契約理由書

【案件名】上宿野加圧ポンプ場送水ポンプ修繕工事

標記について、令和 6 年 8 月 6 日能勢地区水道施設運転管理の受託業者より報告があり、上宿野加圧ポンプ場 1 号送水ポンプの故障が報告された。状態は不良であり 2 号送水ポンプ 1 台による運転に切り替え水運用を行っている状態となっている。

当該施設は、令和 7 年度に上宿野加圧ポンプ場更新工事を予定しているため新品修繕など行うことが難しい（現在委託設計中でポンプのダウンサイジングを計画している）ため、岐尼加圧ポンプ場の送水ポンプを移設し臨時代替品として運用し岐尼加圧ポンプ場の欠品分を補うことにより修繕を行うものである。

本件の施工は、同種の工事を受注した令和 6 年 5 月 8 日締結の天王浄水場ほかポンプ設備更新工事受注者の（株）ミズハに施工させることで同種工事となり費用面で経費等軽減されるものであるため、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 6 号により随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

本件は、同種工事受注者による施工とすることで経費等が軽減されることから、大阪広域水道企業団契約規程運用第 13 条関係第 1 項第 1 号の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

【案件名】野間中受水池電動流入弁修繕工事

本件は、野間中受水池電動流入弁の修繕を行うものである。

現在、野間中受水池にある企業団水受水量調整のための電動弁が動作不良により自動開閉動作ができなくなっている状態である。設置事業者である（株）クボタ建設に調査を依頼したところ、弁体の変形等によることが確認できた。

よって、上記の不具合個所の部品交換等の修繕を行うものである。

野間中受水池の流量調整弁は（株）クボタ建設の設計施工によるもので、現場設置状況、受水水圧 1.2Mpa 以上などの状況に即座に対応できるものは他のメーカーにおいては長期製作期間と高額な費用の支出が必要となることや、現在の設置状況、不良個所の対応などは設置事業者の（株）クボタ建設しかない。よって地方公営企業法施行令 第 21 条の 13 第 1 項第 6 号により随意契約とする。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程運用第 13 条関係第 1 項の第 1 号の規定により、比較見積もりを省略する。

随意契約理由書

【案件名】 田尻加圧ポンプ場塩素注入設備修繕業務

本件は、田尻加圧ポンプ場塩素注入ポンプ本体及び送水管路に注入を行う注入配管路の修繕を行うものである。

この修繕業務は注入配管の不調により液漏れがひどくなり、その都度の修繕では改善が見られなくなった配管の修繕、注入管路が液漏れするほどの圧力上昇に起因するポンプの故障を修繕するものである。

本件の対象である塩素注入設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、塩素注入コントローラーを含む制御系に余分の改造を必要とせず修繕を行うに当たっては、既設設備との互換性と、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本件の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した（株）オーヤラックス大阪支店しかない。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号により随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程運用第13条関係第1項第1号の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

【案件名】野間中減圧配水池流入弁修繕

本件は、野間中減圧配水池フロート弁の修繕を行うものである。

野間中減圧配水池にあるフロート弁の不具合が発生し、配水池流入量の操作が不可となっている。野間中減圧配水池は能勢地区の大元になる施設であるため緊急に修繕が必要であることから修繕を行うものである。

野間中減圧配水池のフロート弁は（株）清水合金の設計施工によるものであるが、即座に対応、および修繕品の準備ができるところが現地調査に同行した（株）大和鉄工所しかない状況である。また、過大な口径の弁を適正口径に変更対応可能な点でも上記メーカーしかない状況である。よって地方公営企業法施行令 第 21 条の 13 第 1 項第 5 号により随意契約とする。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程運用第 13 条関係第 1 項第 7 号の規定により、比較見積もりを省略する。